

三四半世紀を迎えた日本国憲法は

ジャーナリスト

伊藤溪泉

自由民主党の改憲案4項目

2022年（令和4年）7月28日に半数が任期満了を迎える参議院議員の選挙、つまり第26回参議院議員の選挙だが、昨今のロシア・プーチン政権によるウクライナ侵攻を受けて、外交・安全保障政策への関心が高まったこともあり、安全保障を含む憲法改正案にその焦点が当たる可能性が高まってきている。

現時点で憲法改正に向けての積極的な案を提示しているのは自由民主



自民党は「自衛隊」の明記と「自衛の措置」の言及を掲げている

参院選の争点たりえるのか

党だけであり、その改憲案として次の4項目が掲げられている。自民党の資料によればその4項目とは

- ①「自衛隊」の明記と「自衛の措置」の言及
- ②国会や内閣の緊急事態への対応を強化
- ③参議院の合区解消、各都道府県から必ず1人以上選出へ
- ④教育環境の充実

自民党以外の勢力は、日本維新の会はこれに賛同する立場を取り改憲への強い意欲を示している。これに対し、共産、れいわ新選組、社民は自民党が掲げる9条の改憲に反対。立憲民主、公明、国民民主の3党は憲法制定時に想定されていなかった理念や権力を縛るための議論は否定しないが、自民の改憲案には賛同できないという立場である。

2014年4月に発行された国立

国会図書館の調査及び立法考査局

憲法課による「諸外国における戦後の憲法改正（第4版）」によれば、1945年の第2次世界大戦終結から2014年3月に至るまで、アメリカは6回、カナダは1867年憲法が17回、1982年憲法が2回、フランスは27回（新憲法制定を含む）、ドイツは59回、イタリ

アは15回、オーストラリアは5回、中国は9回（新憲法制定を含む）、韓国は9回（新憲法制定を含む）の憲法改正をそれぞれ行ったとある。憲法が制定されてから75年も経過すれば、世界の情勢も変化するだろうし、日本を取り巻く環境も大きく様変わりをしているのは間違いない。

先進諸国がそうであるように、日本もその一員として、憲法を見直し、時代に見合ったものとしていかなければならないのと言わずもがなであ

る。だからこそ、現行の、11章103

条からなる条文の内容を精査し、残すべきは残し、変えるべきは変えるための議論を、それこそ政党を超え、有識者を巻き込み、英知を結集して行わなければならないのである。

〔日本国憲法を構成する11章103条〕

- 第1章 天皇（第1条～第8条）
- 第2章 戦争の放棄（第9条）
- 第3章 国民の権利及び義務（第10条～第40条）
- 第4章 国会（第41条～第64条）
- 第5章 内閣（第65条～第75条）
- 第6章 司法（第76条～第82条）
- 第7章 財政（第83条～第91条）
- 第8章 地方自治（第92条～第95条）
- 第9章 改正（第96条）
- 第10章 最高法規（第97条～第99条）
- 第11章 補則（第100条～第



国会に議席を有する政党だけでも9党がある

103条

いまこそ、自民党の言う4項目だけに留まらず、ここに掲げたすべての条文に対して、広く国民に憲法の大切さと重要性を知らしめ、国を挙げて「憲法改正」に向けての機運を高めていかなければならないのである。

各党が、学者各位が改憲案を

残念なことに、現状のありさまは、自民党がつまみ食いのように4項目だけの案を出し、それに対して「反対」するか「賛成」するかという対決構造しか見えてこない。

与野党の政治家は、せっかく政治家になったのだから、せめて日本国憲法のすべてを讀破し、そこに記された75年前の精神と思いを自らの中で消化し、それが21世紀の今、どのようなべきかを見つめなおし、その上で個々の改憲案を提示するべきなのではないだろうか。

自民党が掲げた4項目だけで済む話ではないのである。

少なくとも、現行の日本国憲法はかなり難しい日本語で記されていることは確かで、せめて現代の日本語に書き直す作業は必要だと思ふのは筆者だけだろうか。

現状、国会に議席を有する政党だけでも、自由民主党、立憲民主党、公明党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党、NHK党の9党があり、さらに無所属の議員もいる。せめて9つの改憲案があっても不思議ではないと思ふのだが、いかがだろうか。最後に、筆者がぜひとも残してほしいと思ふ、日本国憲法の前文（抜粋）を紹介したい。

日本国民は、恒久の平和を念

願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のこのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけて、全力をあげて崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

この国が、「国家の名誉にかけて、



日本国民は、国家の名誉にかけて、全力をあげて崇高な理想と目的を達成することを誓う

全力をあげて崇高な理想と目的を達成する」という精神である。理想を追い求めるからこそ、現状に押し流され右往左往する諸外国に先駆けて、最善の解決策を提示し、推進することができる国なのだ。

そして、唯一の原爆を投下された経験を持つ国でもある。

この日本国憲法の前文を掲げて、日本が世界の平和を推進するリーダーになることに関しては、おそらく多くの国民の賛同を得ることができるとは思ふ。

いずれにしても、三四半世紀を経た日本国憲法をより良くしていくために、より多くの考察と、喧々諤々の議論と、多種多様な改憲案が提示されることを望んでやまない。